平成２６年（フ）第８９６号
東京都世田谷区三宿２丁目11―15―102
債務者　工藤　　伸
1　決定年月日時　平成26年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９００号
神奈川県座間市緑ケ丘２丁目５―13―403
債務者　野口　尚陽
1　決定年月日時　平成26年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月８日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９０２号
神奈川県横須賀市追浜東町２丁目12―10　ハイツＦ３―201
債務者　伊澤　浩幸
1　決定年月日時　平成26年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月８日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９０３号
東京都足立区伊興１丁目８―４―101
債務者　澤　　則雄
1　決定年月日時　平成26年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９１号
横浜市旭区本村町87番地６　ソレイユコート横浜Ⅱ205号室
債務者　千葉　峰子
1　決定年月日時　平成26年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２０３号
大阪市港区築港１丁目11番７―301号　市営築港住宅
債務者　深井　美恵
1　決定年月日時　平成26年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月２日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第８２６号
埼玉県蕨市南町４丁目18―15―303
債務者　河合　昭子
1　決定年月日時　平成26年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８３７号
千葉県船橋市二和東５丁目30―９
債務者　牧野　利昭
1　決定年月日時　平成26年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２０６号
沖縄県中頭郡北中城村字島袋358番地
債務者　比嘉　郁子
1　決定年月日時　平成26年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月16日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２５年（フ）第６０５３号
大阪市住之江区中加賀屋２丁目２番３号　コーポラスクラッセ502号
債務者　仲宗根直美（旧姓土井）
1　決定年月日時　平成26年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月18日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３０８号
大阪市東住吉区矢田６丁目12番８―611号
債務者　岡戸加代子
1　決定年月日時　平成26年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月22日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第８１３号
東京都世田谷区玉川３―38―６　第２玉川グランドハイツ301、住民票上の住所山形県東田川郡庄内町余目字滑石３―25
債務者　齋藤　　守
1　決定年月日時　平成26年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８１４号
東京都渋谷区代々木５丁目24―15―101
債務者　小泉　康剛
1　決定年月日時　平成26年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

破産手続廃止

平成２４年（フ）第１５３６５号
東京都中央区新川２丁目12―16―６
破産者　加藤　雅一
1　決定年月日　平成26年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０８１号
東京都目黒区目黒本町５丁目30番６号
破産者　日興工業株式会社
1　決定年月日　平成26年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０８２号
東京都目黒区鷹番１―５―２―312、住民票上の住所東京都目黒区目黒本町４丁目１―15―602
破産者　新谷　宜己
1　決定年月日　平成26年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部